

ご契約金額(支払限度額)

支払限度額については、次の4パターンをご用意しております。
損害賠償金の額は、高額化の傾向にあります。高額のパターンでのご加入をおすすめします。

基本契約				
パターン	A	B	C	D
総支払限度額(1事故・保険期間中)	5,000万円	1億円	3億円	5億円
免責金額(自己負担額)(1事故)	0円 注1			
生産物・仕事の目的物自体の損壊	300万円	300万円	300万円	300万円
人格権侵害	300万円	500万円	500万円	500万円
保管物危険	100万円	100万円	100万円	100万円
初期対応費用・訴訟対応費用(合算)	300万円	500万円	500万円	500万円
(身体の障害に対する見舞金・見舞品)	1名につき 10万円	1名につき 10万円	1名につき 10万円	1名につき 10万円
(財物の損壊に対する見舞金・見舞品)	1被害者につき 2万円	1被害者につき 2万円	1被害者につき 2万円	1被害者につき 2万円

注1 ご希望により、免責金額は1万円を選択していただくこともできます。ただし、その場合でも初期対応費用および訴訟対応費用の保険金にかかる免責金額については0円となります。
注2 生産物・仕事の目的物自体の損壊から初期対応費用・訴訟対応費用までは、それぞれ総支払限度額の枠内限度額として適用します。

オプション(任意でセットできる特約)		
商売安心名人拡張補償(担保)特約	支払限度額(1事故・保険期間中)	300万円 注3
	免責金額(自己負担額)(1事故)	基本契約と同額
構内専用車補償(担保)特約	支払限度額(1事故・保険期間中)	基本契約の総支払限度額と同額(かつ内枠限度額)となります。
	免責金額(自己負担額)(1事故)	基本契約と同額 注4
借用施設損壊補償(担保)特約	支払限度額(1事故・保険期間中)	1事故につき基本契約の総支払限度額の10% 保険期間中限度額は基本契約の総支払限度額と同額(かつ内枠限度額)となります。
	免責金額(自己負担額)(1事故)	基本契約と同額
食中毒・特定感染症利益補償(担保)特約	保険金額 注5	貴社の業種に応じ、売上高の5%または7%のいずれか
	支払期間 注6	1ヶ月

注3 純粋使用不能損害、事故対策費用、回収措置費用については、それぞれ別個に限度額を適用します。
ただし、追加初期対応費用は基本契約の初期対応費用・訴訟対応費用の内枠限度額として適用し、また追加初期対応費用における現地までの交通費およびホテル宿泊費は、1被害者につき、2名分、かつ、30万円が上限となります。
注4 構内専用車に自賠責保険契約を締結すべきもしくは締結している場合または自動車保険契約を締結している場合は、その間の契約から支払われる保険金と基本契約の免責金額のいずれか大きい額が構内専用車補償(担保)特約の免責金額となります。
注5 実例に事故が生じた場合は事故発生直前12ヶ月の営業収益を算定し、保険金額との比率により保険金を一部削減してお支払いすることがあります。
注6 営業が休止または損害されたために生じた損失を補償する最長の期間です。

保険料例(下記保険料例は目安です。)

売上高7億円の飲食店(8店舗営業)

パターンB(総支払限度額1億円)+
オプション(商売安心名人拡張補償(担保)+借用施設損
壊補償(担保)+食中毒・特定感染症利益補償(担保))
の場合(免責0円)

年間保険料 **474,720円**

さらに免責金額を
1万円に変更した場合は...
年間保険料 **452,960円**

売上高10億円の電気機械器具製造業

パターンD(総支払限度額5億円)+
オプション(商売安心名人拡張補償(担保))の場合(免責0円)

年間保険料 **584,770円**

さらにISO認証取得割引が
適用出来た場合は...
年間保険料 **555,520円**

ご契約いただく保険の内容

補償の種類等	保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合(免責)
共通 (賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)・貸付特別約款、賠償責任保険追加特約、商売安心名人特約に基づきます。)	損害賠償金(下掲の各場合に被害者に支払う法律上の損害賠償金) 緊急費用 損害防止費用 協力費用 争訟費用 求償保全費用	日本国内で発生した事故。被保険者の使用人の業務上災害。契約によって加重された責任。自動車、船舶、航空機の所有、使用または管理に起因する損害。地震、噴火、洪水、津波等の天災。核燃料物質による事故。戦争、暴動、暴乱もしくは労働争議。契約者または被保険者の故意。テロ行為。汚染物質、産業物、アスベストに起因する事故。など
施設に起因する賠償事故 (商売安心名人特約に基づきます。)	記名被保険者が所有、使用または管理する施設や昇降機に起因して第三者の身体の障害(障害)に起因する死亡を含みます。滅失・毀損の損害(滅失・損壊・汚損をいいます。別注)。法律上の損害賠償責任を負担した場合。被保険者が行う仕事の遂行に起因して第三者の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担した場合。	入または動物に対する診察、治療、看護。医薬品または医療用具の調剤、販売、投与。身体検査、整髪、フェッサー。弁護士、会計士等の職業人がその責任に基づいて行う行為。建築、土木等の工事に起因する事故(被保険者が施設の工事発注者として第三者へ負担する責任を除きます。)。地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に起因する事故。など
生産物や仕事の結果に起因する賠償事故 (商売安心名人特約に基づきます。)	被保険者が製造、販売した生産物(製品)または被保険者が行った仕事の終了後のその結果に起因して第三者の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担した場合。	被保険者の故意または重大な過失(著し注意を怠ること。次の法令違反。被保険者が製造または販売した生産物、製品もしくは原材料に起因する事故。仕事の目的物に起因して製造、生産される財物の損壊。生産物または仕事の結果が意図した効果を発揮できなかったことによる損害。販売者が生産物に対して加工、修理、組立等の作業を加えたことに起因する損害。など
生産物・仕事の目的物自体の損壊補償 (商売安心名人特約に基づきます。)	生産物や仕事の結果に起因する賠償事故が発生し損害を被る場合に、その原因となった生産物・仕事の目的物自体の損壊(仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)。対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合。	「生産物や仕事の結果に起因する賠償事故」に掲げる保険金をお支払いできない事由
人格権侵害 (商売安心名人特約に基づきます。)	第三者に対して不当な身体上の自由の侵害、名誉毀損や口説、文章、図画その他これらに関する行為によるプライバシー侵害、名誉毀損など生じ、法律上の損害賠償責任を負担した場合。	被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者により行われた悪意行(違法行為)による人格権侵害。被保険者によって、または被保険者以外の者により行われた人格権侵害。など
保管物危険 (商売安心名人特約に基づきます。)	保管物(記名被保険者が保管の目的をもって管理する他人の財物をいいます。)。または保管物の一部または一部に属する財物をいいます。が、損壊または紛失もしくは盗取され、法律上の損害賠償責任を負担した場合。	被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行いしは加担した盗取・自然の消耗、かび、腐敗、変色、さび。冷凍・冷蔵装置の電気的・機械的故障または温度変化による保管物の損壊。凍結に起因する保管物の損壊。預け主に引渡された後に発見された保管物の損壊。保管物・損害物の使用不能損害。通関、検閲、検査、荷役、包装、積載、保管、倉庫、運送、荷役、積載、検査、梱包、設計、製造、輸送その他これらに属する保管物の損壊・紛失・盗取。被保険者の使用人が所有または利用している財物の損壊・紛失・盗取。仕事を完了するために仕事の目的物に新たに付け加えられる原材料または資材の損壊。不動産、動物・植物、車両、リース・レンタル品、ターミナル・キーパド対象物、鍵の損壊・紛失・盗取。など
初期対応費用・訴訟対応費用 (商売安心名人特約に基づきます。)	基本的な - につき保険金の支払い対象として客観的に認められる事故が発生した場合に記名被保険者が負担した次の費用 事故現場の保存費用 事故原因の調査にかかる各種費用 見舞金または見舞品の購入費用 対人事故の場合1名につき10万円、対物事故の場合は1被害者につき10万円が限度となります。)。訴訟対応のための各種費用。など	事前に弊社の承諾を得ないで支出した各種費用。など
商売安心名人拡張補償 (商売安心名人拡張補償(担保)特約に基づきます。)	第三者の財物が使用不能になったことにより損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負担した場合は、材料使用不能損害危険 基本的な - につき保険金の支払い対象として客観的に認められる事故が発生した場合に記名被保険者が負担した次の費用(追加初期対応費用) 対人事故の場合の法定最低賠償額(賠償金)をいいます。ただし、1被害者につき、2名分、かつ、30万円が限度です。 記名被保険者が法定最低賠償額(賠償金)をいいます。対人事故の場合に記名被保険者が法定最低賠償額(賠償金)を支払った場合に、事故の原因となった生産物または仕事の結果自体、原因を発生させた生産物の可能性のある生産物または仕事の結果自体を含みます。売却、修理、交換すために要した費用(回収措置費用)。	(純粋使用不能損害危険) 生産物または仕事の目的物自体の使用不能損害 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能損害 履行遅滞・履行不能 (権利回復費用) 記名被保険者以外の者が支出した費用 事故に際しての損害の広範囲活動や顧問費用による費用 (回収措置費用) 回収措置が行われた生産物または仕事の結果の代替品の欠陥 運送子損毀を理由とする回収 消費期限、賞味期限の表示消滅または誤りに起因する回収 食品衛生法第11条第3項に基づき回収
構内専用車補償 (構内専用車補償(担保)特約(商売安心名人用)に基づきます。)	施設内で使用・管理されている構内専用車に起因して第三者の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担した場合。	構内専用車が施設外で使用・管理されている間に生じた事故。など
借用施設損壊補償 (借用施設損壊補償(担保)特約(商売安心名人用)に基づきます。)	被保険者の賃借すべき建物に起因して借用施設を損壊し、賃主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合 借用施設とは、記名被保険者が仕事の遂行のために借用している事務所・店舗をいし、工場・倉庫・社宅を除きます。	万画、すり皿、かまど、資料のはく落その他他事なる外観上の損壊で借用施設の構内に直接関係のない損壊 電線、プラフ管等の管理に生じた損害 借用施設の自然の消耗、かび、腐敗、変色、さび、ひび割れ、はがれ。など
食中毒・特定感染症利益補償 (食中毒・特定感染症利益補償(担保)特約(商売安心名人用)に基づきます。)	製造、販売した飲食料品(製品)などによる食中毒・特定感染症の発生により記名被保険者の営業が休止したために生じた損失(営業利益など)。	所管の保健所に届出のない場合。など

万一、事故が発生した場合は...
事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または弊社へ事故の内容をご通知ください。
ご通知が遅れた場合や、示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社とご相談されずにお支払された場合は保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご契約に関するご注意
告知義務について 保険契約申込書に記載された事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出がなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なる場合は、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
告知義務について ご契約後、ご契約内容に変更が生じた場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。変更の理由によっては、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
保険料徴収前に発生した損害について 保険料を徴収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
「保険料分割払特約」をセレクトされた場合のご注意
分割払保険料は、保険証券記載の払込期日までに払込みください。所定の期日までに保険料の払込みがない場合は、次の取扱いとなりますのでご注意ください。
事故による損害に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
保険契約を解除させていただきますこととなります。

代理店について
弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の徴収・保険料債権の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社の代理店とご契約したい場合に有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
保険料立入について
保険料立入は、保険契約締結の前提条件となります。保険契約の締結は、有し無しを問わず、ご契約の際には、重要事項説明書、普通保険約款、特別約款・特約をご覧ください。お手元ない場合にはお渡しいたしますので、お申し出ください。
本「フレック」は「商売安心名人」賠償責任保険普通保険約款・施設所有(管理)者特別約款・賠償責任保険追加特約(商売安心名人特約)の集約を併用したものです。
重要事項説明書、普通保険約款・特別約款・特約にはご契約内容について重要な事項が記載されています。必ずご一読の上、大切に保管し必要に応じてご覧ください。

お問い合わせ先

ニッセイ同和損害保険株式会社

本社 / 〒530-8555 大阪市北区西天満4-15-10 Tel.06-6363-112(代表) 東京本社 / 〒104-8556 東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー Tel.03-3542-551(代表)
URL: <http://www.nissaidowa.co.jp> 0910支10273 (総機) 52 4151 22. 00.00

ニッセイ同和損害保険

総合賠償責任保険
商売安心名人

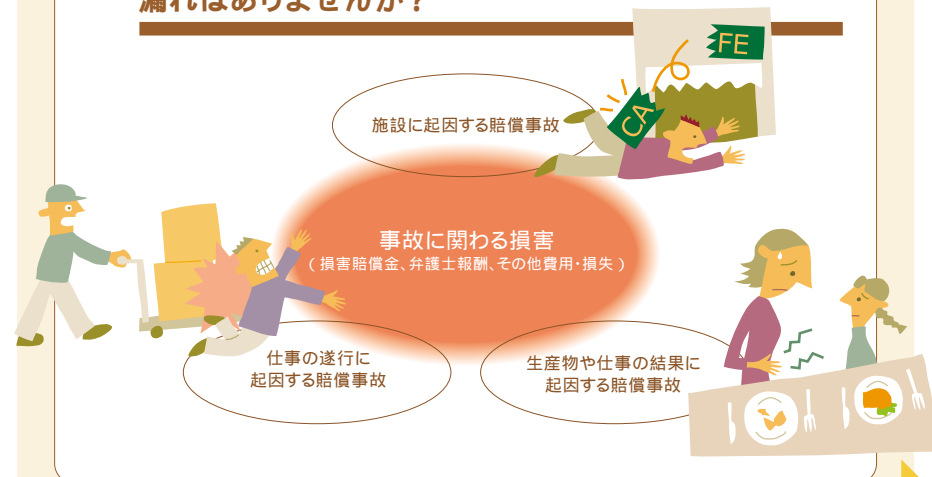


平成22年1月改定



こんなことはありませんか？

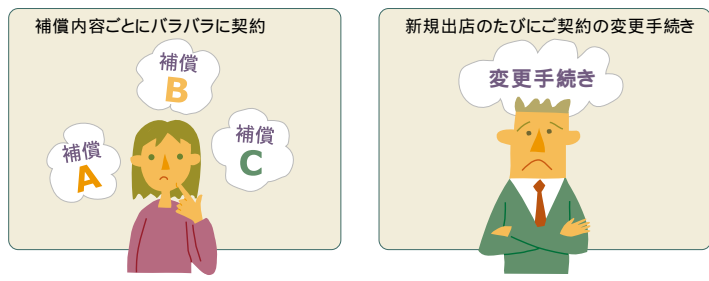
1 事業活動を取り巻く様々な賠償リスク補償に漏れはありませんか？



2 ご負担されている保険料は合理的・経済的ですか？

事業活動に関わる賠償責任保険契約を複数に分けていませんか？
保険料の割引制度にご不満はありませんか？

3 ご契約手続きや管理が面倒だと思いませんか？



商売安心名人なら...!

1 充実した補償内容



2 合理的な保険料

ワンパッケージで割安	複数の賠償リスクを1保険契約でカバーすることにより、保険料の合理化を図ることが出来ます。
ISO認証取得割引 10%割引	ISO(品質9000、食品22000、環境14000)の認証を取得されれば10%の割引が適用されます。
食品衛生監視票による割引・割増 最大20%割引	食品衛生監視票の採点結果が確認出来る場合は、点数に応じて20%割引～50%割増が適用されます。本割増引は食中毒・特定感染症利益補償(担保)特約部分のみに適用されます。

3 簡単なお契約手続き

日本国内における貴社の全ての施設や生産物を包括的にまとめて補償しています。
また、保険期間中に対象業種についての施設・生産物の追加があった場合でも自動的に保険の対象となりますので、ご契約の変更手続きも不要です。

契約締結時において把握可能な直近会計年度の売上高・業種をご申告いただくことで簡便にご契約できます。保険期間満了時の通知・精算手続きも不要です。

お客さまに
もしものことがあったら・・・
事故に対する備えは
できていますか？

商売安心名人が万一の事故による 損害賠償金等をカバーし、貴社の信用を守ります。

被保険者(補償を受けられる方)の範囲

- 記名被保険者 (申込書に記載いただいた事業者)
- 記名被保険者の役員・使用人
- 記名被保険者の施設内下請負人
- 記名被保険者の生産物販売者 (ただし、記名被保険者の生産物の販売に起因する事故に限ります。)

オプション部分については、上記範囲と異なります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご加入になれる記名被保険者の範囲

年商30億円以下の飲食業 / 販売業 / 製造業 / サービス業を営む事業者

サービス業は、スポーツ施設(ゴルフ場、ゴルフ練習場を除きます。)、冠婚葬祭業、CD・VIDEOレンタル店、理美容業、カラオケルーム・BOXに限りません。
自動車(部品)の製造・修理・販売、鉄道・船舶・航空機製造、ガス・爆発物・武器・火薬・弾薬の製造販売、医薬品・医療用具・農業の製造販売、化粧品製造、人体保護用品製造、カプソルスチンド・LPガス製造・販売業者、鉱業、砕石業、エステサロン・カイルプラクティク等施術を行うもの等を営む事業者の方はご加入になれません。

お支払いの対象となる事故の例

飲食業

- 自転車で配達中に歩行者と衝突しケガを負わせた。治療費等として10万円の損害賠償金を負担。【仕事の遂行に起因する対人事故】
- 水道管が破裂し、階下の店舗を水浸しにしてしまった。その損害につき500万円の損害賠償金を負担。【施設に起因する対物事故】
- 提供した飲食物から食中毒が発生した。治療費等として30万円の損害賠償金を負担。【生産物に起因する対人事故】
- お客さまから預かった靴が盗まれてしまった。その損害につき10万円の損害賠償金を負担。【仕事の遂行に起因する対物事故(保管物危険事故)】
- 店舗の床がはがれていたため、お客さまが転倒し骨折した。骨折したお客さまのお見舞いのための費用として2万円を負担。【初期対応費用】
- 店員が飲料をこぼし、お客さまの服を汚してしまっ。クリーニング代として1万円の損害賠償金を負担。【仕事の遂行に起因する対物事故】

販売業

- 店舗で爆発が起き、お客さまにケガを負わせた。治療費等として500万円の損害賠償金を負担。【施設に起因する対人事故】
- 陳列棚から商品が落下し、お客さまが下敷きになった。治療費等として100万円の損害賠償金を負担。【施設に起因する対人事故】
- 閉店の際にシャッターでお客さまを挟んでしまった。治療費等として200万円の損害賠償金を負担。【仕事の遂行に起因する対人事故】
- 万引き犯と間違っって不当に拘束してしまっ。慰謝料として3万円の損害賠償金を負担。【仕事の遂行に起因する人格権侵害事故】

製造業

- 生産設備が爆発し、近隣住民の家が破損。損害につき5,000万円の損害賠償金を負担。【施設に起因する対物事故】
- 工場の塀が崩れ、側に駐車していた車が破損した。修理費として50万円の損害賠償金を負担。【施設に起因する対物事故】
- 製造・販売した飲食物から大規模な食中毒が発生した。治療費等として3億円の損害賠償金を負担。【生産物に起因する対人事故】
- 製造・販売した電気製品から出火し、購入者の家および家財(その電気製品を含みます。)が損害を被った。損害につき3,000万円の損害賠償金を負担。【生産物に起因する対人事故、生産物自体の損壊】

サービス業

- 指導員の指導上のミスにより、お客さまがバーベルの下敷きとなって大ケガをした。治療費等として300万円の損害賠償金を負担。【仕事の遂行に起因する対人事故】
- 提供した飲食物から食中毒が発生した。治療費等として100万円の損害賠償金を負担。【生産物に起因する対人事故】
- パーマ液の選択を誤り、お客さまの肌にかぶれが生じた。治療費等として10万円の損害賠償金を負担。【仕事の結果に起因する対人事故】

オプション

プラス

- 対人事故を引き起こし、お詫び広告を新聞等に掲載した。200万円の費用を要した。【商売安心名人拡張補償(担保)特約】
- 製造・販売したお弁当から食中毒事故が発生。同じく食中毒事故のおそれがある納品済みの同製品(お弁当)につき回収が必要となった。自社の回収費用として200万円の損害が発生。【商売安心名人拡張補償(担保)特約】
- 構内でフォークリフトを運転中、お客さまと衝突。治療費として10万円の損害賠償金を負担。【構内専用車補償(担保)特約】
- テナントとして借りた店舗につき、火災・爆発等により損害を与えた。貸主に対し1,000万円の損害賠償金を負担。【借入施設損壊補償(担保)特約】
- 食中毒の発生により店舗が15日間の営業停止となった。自社に100万円の損失が発生。【食中毒・特定感染症利益補償(担保)特約】